



# 沢辺税理士事務所通信

平成30年6月1日号

NO.052

## 子や孫にまとまったお金を贈与する方法

「事前に預金の一部を子や孫に生前贈与して相続税対策したい」「子どもが結婚して家を買うので、その資金を援助してあげたい」など、まとまったお金を贈与したい、というご相談はいつも多くお受けします。今回はその方法についてまとめました。

まず、預金やその他の財産を生前に贈与した場合は、贈与税が課されます。あげた人ではなく、もらった人が贈与税を申告して納税しないといけません。そして、**贈与税は(死後の贈与である)相続税よりもかなり高い**です。たとえば1,000万円の預貯金を贈与した場合、贈与税は177~231万円かかります。ですので、相続税はかかりそうにないし、急いであげる必要がなければ、相続まで待つという選択肢もあります。

もっと早く贈与したい場合は、**贈与税の「年間110万円までは非課税」の枠をうまく利用**します。以前は非課税額は年間60万円まででしたが、平成13年以降はずっと110万円になっています。たとえば1,000万円を10年間に分けて贈与すれば、各年の贈与額は100万円で、非課税範囲内なので、結果無税で贈与ができます。

ここで注意しないといけない点があります。たとえば、「毎年孫の誕生日に100万円を10年にわたって贈与」したとします。先ほどの話ですと贈与税は0円になりそうですが、税務署はそうは見ません。**「総額1,000万円を10年に分けて贈与するという贈与契約が締結されていた」とみなし、贈与した初年度に1,000万円の贈与契約があったとして贈与税(上記の177~231万円)が課されます**(こういうのを「連年贈与」と言います)。

こうみなされないためには、**毎年、贈与する日をずらす、(税額が0円でも)贈与税申告書を提出しておく、可能ならば毎年贈与契約書を作成する、などの対策が必要**です。

また他にもよくあるケースとして、「孫名義の預金をつくっておいてその口座に毎年贈与してあげる。その通帳は孫が成人したら渡すつもり」という方法です。これにも注意が必要で、相続税の調査等があった際に税務署は、**「それは孫の名義になっているだけの被相続人の預金ですね(いわゆる「名義預金」)、とみなし、贈与したつもりなのに改めて相続税が課される場合があります**。

こうならないためには、**通帳の存在を孫に教えておく、孫の口座用の銀行印は別途つくる、時々その口座からお金をおろしたりして、贈与専用口座にしない、などの対策が必要**です。可能ならば、普段使いの孫名義口座に直接贈与したほうが良いです。

なお、**住宅を買うための資金を贈与する場合や、教育資金を贈与する場合**には、**別途贈与税の非課税の特例があります**。たとえば平成30年では住宅資金贈与の贈与税非課税の特例として、上記110万円の非課税枠と別に、700万円または1,200万円の非課税枠の適用を受けられる場合があります。詳しくは担当者にお問い合わせください。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>